



生物圏保存地域に関する定期的検討

[2013年1月]

序

第28回ユネスコ総会において、「生物圏保存地域世界ネットワーク定款」に関する第28回ユネスコ総会決議2.4が採択された。特に、その文言において、生物圏保存地域としての指定を受けるための基準が定められている(第4条)。加えて、第9条では、第4条の基準を踏まえて関係当局が作成し関係加盟国から事務局に提出された報告書に基づいて、10年ごとに定期的検討を行うこととされている。「生物圏保存地域世界ネットワーク定款」の文言は3番目の附属書に示されている。

以下に示した書面の趣旨は、第9条に基づいて各加盟国が自国の報告書を作成しやすくするとともに当該生物圏保存地域に関する事務局向けデータを改訂しやすくすることにある。この報告書の内容については、定款第4条にいう基準(殊に3項目の機能)を各生物圏保存地域がどのような形で満たしているのかMAB計画の国際調整理事会において検討できるようにする必要がある。なお、これらの各基準を生物圏保存地域がどのような形で満たしているのかについては、書面の最後の部分(「基準と進捗状況」の部分)で示すよう求められている。

本件定期的検討に関して提示された情報については、ユネスコにより幅広い方法で用いられることになっており、具体的には以下の用途が挙げられる。

- (a) 生物圏保存地域に関する国際諮問委員会とMAB国際調整理事会の事務局が生物圏保存地域について検討を行うこと
- (b) 世界各地からアクセス可能な情報システムであるUNESCO-MABnetや各種刊行物において活用し、世界各地の生物圏保存地域に関心がある人向けにコミュニケーションと相互交流を促進すること

この報告書の中に部外秘にすべきものがあれば、その旨を明記願いたい。

書面の構成は、下記の3部構成になっている。

- 第1部は要約部分であり、ここでは報告期間における生物圏保存地域の主な変化が浮き彫りになっている。
- 第2部では、人的、物理的、生物学的特徴に加え、制度的側面に言及する形で、説明と詳細記述の色彩が強くなっている。
- 第3部は2項目の附属書で構成されている。具体的に述べると、1番目の附属書(A1)は、MABnetにおける生物圏保存地域要覧を更新するために用いられる。2番目の附属書は、生物圏保存地域のプロモーション用・広報用資料を整備するために用いられる(A2)。

3番目の附属書の内容は、生物圏保存地域世界ネットワーク定款である。

提供情報の記入にあたっては、定量的データを可能な限り多く提供するとともに、裏付けとなる書面も提出する。具体的には、以下のものが挙げられる。

- 区割りを明示した地図(特に2.3.1項を参照)
- 各種区域に関する法令条項

書面の記入にあたっては、英語、フランス語、スペイン語のいずれかを用いることが望ましい。下記の書面を2部、事務局に送付する。

1. 実物の署名を付したハードコピーの原本に加え、保証書、区割りを示した地図、関係書類も添えて提出する。この原本は、ユネスコの正式経路（つまり、ユネスコ国内委員会を経由するか、ユネスコ代表部を経由する。）を介して事務局に送付する必要がある。
2. 定期的検討書面と地図（特に区割りを示した地図）の電子版（ディスクレット、CDなど）を提出する。これについては、下記に宛てて MAB 事務局への直接送付が可能である。

UNESCO
Division of Ecological and Earth Sciences
1, rue Miollis
F-75732 Paris Cedex 15, France
Tel: +33 (0)1 45 68 40 67
Fax: +33 (0)1 45 68 58 04
E-mail: mab@unesco.org
www.unesco.org/mab

目次

第1部 - 要約

第2部 - 定期的検討の報告書

1. 生物圏保存地域	6
2. 過去10年間に於いて生物圏保存地域で見られる大きな変化.....	7
3. 生態系サービス	12
4. 保全機能	12
5. 開発機能	13
6. 後方支援機能	15
7. ガバナンス、生物圏保存地域の運営・調整	18
8. 基準と進捗状況	22
9. 関係書類	26
10. 連絡先	27

附属書

附属書 I - 生物圏保存地域の MABnet 要覧	29
附属書 II - プロモーション用・広報用資料	31
附属書 III - 生物圏保存地域世界ネットワーク定款	34

第 1 部 要約

- a) 生物圏保存地域の名称
- b) 国名
- c) 指定が行われた年
- d) 定期的検討が行われた年
- e) 国際調整理事会（MAB-ICC）によって以前に勧告が行われている場合、その内容を記載せよ。
- f) どのようなフォローアップ活動が完了しているのか、完了・着手していない場合、その理由を述べよ。
- g) 生物圏保存地域の目標を達成するための施策の実施状況についての最新情報
- h) 今回の定期的検討が実施されたプロセスについて簡潔に述べよ。

i) 地域・空間的形状

	過去の報告書（推薦書面又は定期的検討）と日付	変更案（変更案が存在する場合に記載のこと）
核心地域の地上部分の面積		
緩衝地域の地上部分の面積		
移行地域の地上部分の面積		
核心地域の海洋部分の面積		
緩衝地域の海洋部分の面積		
移行地域の海洋部分の面積		

j) 生物圏保存地域の人口

	過去の報告書（推薦書面又は定期的検討）と日付	現行（人口調査その他の情報源の日付を記載すること）
核心地域（常住人口と季節的人口）		
緩衝地域（常住人口と季節的人口）		
移行地域（常住人口と季節的人口）		

k) 予算（主な財源、特別なキャピタルファンド）、国際的・地域的・国内の関連プロジェクト・構想のうち実施されているものと計画中的のもの

過去の報告書（推薦書面又は定期的検討）における予算と日付	現行予算

l) 協力に関する国際的・地域的・多国間・二国間の枠組み。必要に応じて、目標達成する上での生物圏保存地域の貢献度について述べるとともに、国際的・地域的な二国間・多国間の合意・協定などの実施に寄与する開発メカニズムについても述べよ。

第2部 定期的検討の報告書

1. 生物圏保存地域

1.1 指定を受けた年

1.2 初めて定期的検討が行われた年、それ以降にも定期的検討が行われている場合にはその年(適宜記入)

1.3 過去の定期的検討から得られた個別の勧告に対して取られたフォローアップ活動を記載し、完了・着手していない場合にはその理由を示せ。

1.4 上記に関するその他の所見やコメント

1.5 今回の定期的検討が実施されたプロセスについて詳しく述べよ。

1.5.1 どの関係者が関与しているのか。

1.5.2 関係者をプロセスに関与させるため、どのような方法論が用いられたのか。(例、ワークショップ、会議、専門家の意見聴取)

1.5.3 今回の検討の実施プロセス全体にわたり、会議、ワークショップなどの回数は何件だったのか。

1.5.4 全般的かつバランスが取れた形で出席状況は良かったのか。

(参加状況と関係者を述べること。)

2. 過去10年間に於いて生物圏保存地域で見られる大きな変化

2.1 概況 - 地元経済、景観、生息場所の利用状況、その他関連事項で見られる重要な変化の説明。なお、

生物圏保存地域のガバナンスに関する制度の重要な変化に加え、(生物圏保存地域の組織・調整担当者・管理者など) 調整制度のうち生物圏保存地域に関して指示を行うものが変化している場合、その内容を示すこと。これらの変化の発案・対応において、生物圏保存地域の組織・調整担当者・管理者の役割を明記しなさい。

2.2 生物圏保存地域に関する最新の背景情報。

2.2.1 座標の更新内容 (必要と判断される場合)。生物圏保存地域の標準的な地理座標が変化している場合、ここにその内容を示すこと。(世界測地系 1984 (WGS84) に基づいて示すこと。)

方位基点	緯度	経度
中心点		
最北端		
最南端		
最西端		
最東端		

2.2.2 必要と判断される場合、生物圏保存地域について、その正確な立地の等高線表記と 3 区画の境界線を示した地図の最新版を示せ。地図については、紙と電子版の双方で提出する。電子版については、地図の作成に用いたシェープファイル (WGS 84 投影システム形式のもの) も添付しなければならない。

適切と判断される場合、インターネット上でこの地図にアクセスするリンクを示すこと。(例、Google マップ、ウェブサイト)

2.2.3 生物圏保存地域の人口の変化。

最も新しい人口調査データ。

2.2.4 前回の報告書以降における主な変化など、保全機能に関する最新情報。

(ここに簡潔に記載し、下記の 4 を参照。)

2.2.5 前回の報告書以降における主な変化など、開発機能に関する最新情報。

(ここに簡潔に記載し、下記の5を参照。)

2.2.6 前回の報告書以降における主な変化など、後方支援機能に関する最新情報。

(ここに簡潔に記載し、下記の6を参照。)

2.2.7 行政部局の上下関係や調整構造の面で前回の報告書から変化がみられる場合など、ガバナンスの運営・調整に関する最新情報。

(ここに簡潔に記載し、下記の7を参照。)

2.3 生物圏保存地域の調整・運営を所掌している機関。

(関連する限りにおいて、下記のトピックについてコメントする。)

2.3.1 現時点におけるビジョンの記述・目標・目的、今後5～10年におけるビジョンの記述・目標・目的など、協力・運営方針・計画に対する最新情報。

2.3.2 年間平均額の概算値(前年比の範囲)などの予算、スタッフの支援、主な財源(設けられた(官民の)資金提携、革新的な資金制度など)、特別キャピタルファンド、常勤・非常勤のスタッフ数、スタッフの現物出資、時間の任意拠出その他の支援。

2.3.3 地域社会向け、外部の支援要請向けの各種アプローチやツールなど、生物圏保存地域に関する広報戦略。

2.3.4 地域社会の幅広い分野に属する多様なグループの橋渡しとして機能する形で生物圏保存地域の協力ネットワークを育成するメカニズム。(例、農業問題を専門的に扱うグループ、地元経済開発を専門的

に扱うグループ、観光業を専門的に扱うグループ、生態系の保全を専門的に扱うグループ、調査やモニタリングを専門的に扱うグループ)

2.3.5 生物圏保存地域の社会文化的状況や役割に対応するため採用された特段のビジョンやアプローチ。
(例、地元の自然保護資源、歴史、文化・異文化を学習する機会、現地住民との協力、昨今の移民集団や原住民向けの活動など。)

2.3.6 生物圏保存地域の運営における伝統的な地場知識の活用。

2.3.7 地域社会の文化的発展の取組。地域社会の言語に加え、有形・無形の文化遺産を推進するためのプログラムや施策。精神的・文化的価値や慣習の実務を推進したり発信したりしているのか。

2.3.8 生物圏保存地域における話し言葉や書き言葉（民族語、少数言語、絶滅寸前の言語）の数を明記する。話し言葉や書き言葉の数は変化しているのか。絶滅寸前の言語の活性化プログラムは設けられているのか。

2.3.9 運営の実効性。生物圏保存地域の運営・調整において遭遇した障壁、その実効的な機能に向けた課題。

2.4 当該生物圏保存地域に関する特別な利益について下記の点にコメントすること。

(適宜、以下の別項目を参照すること。)

2.4.1 生物圏保存地域に対して、現地、地域、国内の開発計画において対応が行われているのか。対応が行われている場合、どの計画なのか。この種の計画のうち、過去 10 年間で完了又は改訂されたものがあれば、簡潔に記載せよ。

2.4.2 生物圏保存地域における政府機関その他の団体の運営・協力計画の成果。

2.4.3 生物圏保存地域の取組に対する地元住民の継続的参画。どの地域社会、団体などなのか。どのような形で関係しているのか。

2.4.4 女性の役割。地域団体や意思決定プロセスに女性が参加しているのか。生物圏保存地域においては、女性の利益やニーズに対しても等しく配慮されているのか。女性の意見表明や参加を促進するため、どのような構想やプログラムが実施されているのか（例、「ジェンダー影響評価」は実施済みなのか）。a) 収入源と収入源の管理の面での男女差の有無、b) 女性が管理している収入源の種類について、検討を行っている調査は存在しているのか。存在している場合、この種の調査の出典を示すか附属書としてハードコピーを提出すること。

2.4.5 核心理域と緩衝地域における主な保護体制に変化は見られるのか。

2.4.6 地元の大学、政府機関、関係者によって、また、国内的プログラムや国際的プログラムに関連した形で、生物圏保存地域において、どのような調査活動やモニタリング活動が実施されてきたのか。

2.4.7 生物圏保存地域のガバナンス全般に関する集団的能力（例、協力や連携に関する新規ネットワークの組織）は、どのような形で強化されているのか。

2.4.8.3 区域の相互作用に関して追加で情報がある場合、その内容を記載すること。

2.4.9 若手の参加。地域団体や意思決定プロセスに若手は参加しているのか。生物圏保存地域においては、若手の利益やニーズに対しても等しく配慮されているのか。若手の意見表明や参加を促進するため、どのような構想やプログラムが実施されているのか。

3. 生態系サービス

3.1 可能と判断される場合、生物圏保存地域の各生態系からもたらされる生態系サービスについて最新情報を提供するとともに、この種のサービスの受益者も示すこと。

(過去の報告に従うとともに、ミレニアム生態系評価の枠組みと「生態系と生物多様性の経済学」(TEEB)の枠組み(それぞれ、<http://millenniumassessment.org/en/Framework.html>、<http://www.teebweb.org/publications/teeb-study-reports/foundations/>)に準拠する。)

3.2 生物圏保存地域の3機能(保全機能、開発機能、後方支援機能)の評価に用いられている生態系サービスの指標に関して、変化の有無を示すこと。変化がみられる場合、どの指標なのかを示し、その詳細と最新情報を記載すること。

3.3 生物圏保存地域の生態系サービスの提供に関する記載内容と生物多様性の最新情報を記載する(例、関係する種や種群)。

3.4 指定を受けたり前回の報告書の後、生物圏保存地域を対象として生態系サービスの評価が最近になって行われているのか否か、この種の評価について最新情報があるか否かを明示すること。このようなものが存在する場合、運営計画で利用されているのか否か、どのような形で利用されているのかについて明示すること。

4. 保全機能

[ここでは、景観レベルや現場レベルにおける生物多様性を保護したり、生物圏保存地域において生態系関連の財・サービスをもたらす生態系機能を保護するプログラムに言及する。この機能への対応策の主眼については、核心地域や緩衝地域に置かれていることもあるが、生態系のダイナミクスは、生物圏保存地域全体のみならずその範囲を超えた空間的・時間的スケールで発生する。]

4.1 生物圏保存地域に関して明らかになっている主な生息地の種別、生態系、生物種、伝統的経済的に重要な多様性の面で重大な変化が生じている場合、その変化の内容を示すこと。具体的には、(前回の報告書以降の)自然作用、自然事象、人間の主な影響、関連性を有する運営実務が考えられる。

4.2 過去10年間にわたり生物圏保存地域で実施されている主な保全プログラムを示すとともに、現在進行中のものがあれば、併せて示すこと。その主な目標や活動範囲も記載すること(例、生物調査、絶滅危惧種、景観分析、保全励行施策)。適宜、以下の他の項目にも相互参照すること。

4.3 持続可能な開発に関する諸問題に、どのような形で保全活動が関係していたり統合されていたりする
のか（例、他の目的に使用されている私有地における保全の励行）。

4.4 用いられている施策や戦略の実効性については、どのように評価できるか。
（用いる方法、指標を述べること。）

4.5 生物圏保存地域全体において保全活動を成功裏に行う上で、（プラス方向やマイナス方向に）影響を
及ぼす主な要因は、どのようなものか。過去 10 年間で得られた経験や教訓を踏まえると、持続可能な開
発に向けた保全との関係で、どのような新規の戦略・アプローチが最も効果的と言えるのか。

4.6 生物圏保存地域の観点から別のコメントや所見があれば記載すること。

5. 開発機能

[ここでは、個人の生活レベルや地域社会レベルにおいて持続可能性の諸問題に対応するプログラムに言及する。具体的
には、各分野における経済動向のうち、生物圏保存地域内で実施する主な適応戦略を一新したり手直ししたりする必要性
を生み出すものなどが挙げられる。また、観光業などの特定分野を開拓する構想であって、過去 10 年間にわたり他の市場
の喪失や雇用の喪失、地域社会の福利の喪失を補ったり補償するものも言及する。]

5.1 生物圏保存地域の経済基盤となっている主な分野（例、農業・森林対策、再生可能資源、再生不能資
源、製造業・建設業、観光業その他のサービス産業）において、過去 10 年間にわたり大きなすう勢とな
っているものを簡潔に述べよ。

5.2 生物圏保存地域における観光業について述べよ。指定を受けてから、また、前回の定期的検討以降、
観光業は拡大縮小しているのか。新規のプロジェクトや構想は実施されているのか。どのような種類の
観光業対策なのか。このような活動によって、生物圏保存地域の経済、生態系、社会にどのような影響が
及んでいるのか。当該地域を生物圏保存地域として指定したことで観光客数に影響が及んだのかを吟味
する調査は行われたのか。調査が行われている場合には、附属書にその文献情報又はハードコピーを示
すこと。

5.3 必要と判断される場合、農業、漁業、林業など、これ以外の主な分野を示せ。指定を受けてから、
また、前回の定期的検討以降、その業種で拡大縮小は見られるのか。新規のプロジェクトや構想は実施さ

れているのか。このような活動によって、生物圏保存地域の経済、生態系、社会にどのような影響が及んでいるのか。当該地域を生物圏保存地域として指定したことで活動の頻度に影響が及んだのかを吟味する調査は行われたのか。調査が行われている場合には、附属書にその文献情報又はハードコピーを示すこと。

5.4 生物圏保存地域における経済活動によって地域社会にどのようにして恩恵が及ぶのか。

5.5 用いられている施策や戦略の実効性については、どのように評価できるか。

(用いる方法、指標を述べること。)

5.6 地域経済開発構想。生物圏保存地域における経済革新、変革、適応に向けた総合戦略を促進するため、どのようなプログラムが存在しているのか、どの程度、この種のプログラムは実行されているのか。

5.7 地元企業その他の経済開発構想。持続可能性の諸問題に対応するため、具体的な「環境にやさしい」代替案は実行されているのか。この種の活動相互間には、どのような関係が存在するのか。

5.8 文化的価値観（宗教的、歴史的、政治的、社会的、民族学的価値観）に関して大きな変化があれば、その変化の内容を記載すること。可能であれば、有形遺産と無形遺産を区別して述べること。

(参考として、「世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約」と「無形文化遺産の保護に関する条約」(それぞれ、http://portal.unesco.org/en/ev.php-URL_ID=13055&URL_DO=DO_TOPIC&URL_SECTION=201.html、http://portal.unesco.org/en/ev.php-URL_ID=17716&URL_DO=DO_TOPIC&URL_SECTION=201.html))

5.9 地域社会の支援供与。職業訓練・技能研修、保健・社会事業、社会的公正の問題点など、生物圏保存地域において、又は生物圏保存地域を対象として、どのようなプログラムで対応が行われているのか。プログラム相互間の関係はどのようになっているのか、また地域経済開発との関係はどうなっているのか。

5.10 持続可能な開発の促進を目指した活動の実効性を評価するため、どのような指標が整備されている

のか。この種の指標が示しているものは何か。

5.11 生物圏保存地域全体において開発活動を成功裏に行う上で、(プラス方向やマイナス方向に) 影響を及ぼす主な要因は、どのようなものか。過去 10 年間で得られた経験や教訓を踏まえると、持続可能な開発に向けた保全との関係で、どのような新規の戦略・アプローチが最も効果的と言えるのか。

6. 後方支援機能

[ここでは、持続可能な開発に向けた保全と開発双方の問題点に対処するため、生物圏保存地域に存在する人々や団体の能力を強化するプログラムに加え、研究、モニタリング、実証の各種プロジェクトのうち、生物圏保存地域の個別事情・状況に対処する上で必要なものに言及する。]

6.1 生物圏保存地域において調査やモニタリングを行う主な団体を記載するとともに、そのプログラムも記載する。生物圏保存地域における取組に関して、過去 10 年間にわたりこの種の団体に組織面での変化があれば、コメントすること。

6.2 過去 10 年間にわたって実施されてきた調査やモニタリング活動の主なテーマを概説するとともに、生物圏保存地域の運営に関する具体的問題に対処したり、運営計画の実施に向けて、この種の活動が実施された分野を概説する。(附属書 I の変数を参照。)

(トピックごとに、文献情報の引用を示すこと。第 6 項の末尾か別紙の附属書に筆頭著者別に引用案件を漏れなくアルファベット順に示すこと。)

6.3 運営実務に関する伝統的知識や現地の知識をどのようにして収集、取りまとめ、拡散を行っていったのか説明せよ。この種の知識は新規の運営実務にどのように応用されているのか説明するとともに、研修や教育課程に取り込まれているのか、また、どのように取り込まれているかについても説明すること。

6.4 環境・持続可能性に関する教育。生物圏保存地域において活動している主な教育機関(「正規の」学校・大学、一般向けの「非正規」サービス)には、どのようなものがあるのか。生物圏保存地域の機能に寄与するプログラム(特殊学校課程、成人教育課程など)を示すこと。約 10 年前に生物圏保存地域にお

いて明らかになっていた制度やプログラムに組織的な変化がある場合、その内容についてコメントすること（例、閉鎖、見直し、新規取組）。必要に応じて、ユネスコ・スクールのネットワークやユネスコ・チェア、ユネスコ・センターの各種プログラムや構想に言及すること。

6.5 用いられている施策や戦略の実効性については、どのように評価できるか。
(用いる方法、指標を述べること。)

6.5.1 生物圏保存地域の主な対内的・対外的な広報制度・システムについて述べよ。

6.5.2 生物圏保存地域のウェブサイトは設けられているのか。設けられている場合、リンクを示せ。

6.5.3 電子ニュースレターは存在するのか。発行頻度はどの程度なのか。(適切と判断される場合、リンクを示すこと。)

6.5.4 生物圏保存地域は、ソーシャルネットワーク (Facebook、Twitter など) に加入しているのか。連絡先を示すこと。

6.5.5 これ以外に対内的連絡システムが存在するのか。存在する場合、その内容を述べよ。

6.6 生物圏保存地域世界ネットワークに対して、その生物圏保存地域が現時点でどのような貢献を行っているのか、また、将来的にどのような貢献が考えられるのか述べよ。

6.6.1 国内レベル、地域レベル、国際レベルで既存の生物圏保存地域と提携しているのか述べるとともに、地域協定や二国間協定の枠内で既存の生物圏保存地域と提携しているのか述べよ。

6.6.2 生物圏保存地域に関して国際協力を行うことから現時点で見られるプラス効果や今後想定されるプラス効果にはどのようなものがあるのか。

6.6.3 将来的に生物圏保存地域世界ネットワークに対してどのような形で貢献しようと考えているのか、また、地域ネットワークやテーマ別ネットワークに対しては、どのような形で貢献しようと考えているのか。

6.7 後方支援機能に貢献する活動を成功裏に行う上で、(プラス方向やマイナス方向に) 影響を及ぼす主な要因は、どのようなものか。過去 10 年間で得られた経験や教訓を踏まえると、どのような新規の戦略・アプローチが最も効果的と言えるのか。

6.8 生物圏保存地域の観点から別のコメントや所見があれば記載すること。

7. ガバナンス、生物圏保存地域の運営・調整

[生物圏保存地域の調整・運営調整担当、運営担当の場合、政府機関、企業に加え、非政府機関や地域社会団体が構成される「市民社会」の幅広い層の枠内で活動を行わなければならない。このような団体が総体として生物圏保存地域となる地域のガバナンス構造を構成している。生物圏保存地域の各種機能を問題なく果たせるか否かは、これらの団体や関係者を取り込む形で連携の仕組みを構築できるか否かによって大きく左右されると考えられる。生物圏保存地域の調整・運営を担当している場合の主な役割として、活動の基本となるガバナンス制度について学習することに加え、生物圏保存地域の各種機能を果たしていく総合的能力を強化する方策を模索することが挙げられる。]

7.1 生物圏保存地域の調整に関係する技術的資源・後方支援資源にはどのようなものがあるか。

7.2 生物圏保存地域の区域のガバナンスについて、その全体的な枠組みはどのようなものなのか。その主な構成要素を明記するとともに、生物圏保存地域に対する貢献度も明記すること。

7.3 現地や地元の権利に加え文化的施策を支援するために用いられている社会的影響評価その他類似のツールやガイドラインを記載すること (例、CBD・Akwé: Kon ガイドライン、「自由で事前に十分な情報を与えられた上での合意」制度、立ち入りや便益の共有制度など)。

7.4 生物圏保存地域に関する主な紛争がある場合、その紛争はどのようなものなのか、また、どのような解決策が実施されているのか。

7.4.1 当該地域や関連期間において資源の利用に関して主な紛争があれば記載すること。この種の紛争の防止や解決に生物圏保存地域が貢献している場合、どのような内容が解決・防止されたのか、各区域においてどのように達成されたのか説明せよ。

7.4.2 生物圏保存地域を構成する区域の運営に関与している各種行政機関の間で権限関係の紛争が生じている場合、その紛争を具体的に記載すること。

7.4.3 この種の紛争の解決に用いられた手段を説明し、その実効性も併せ説明すること。その構成と機能、解決内容を個別具体的に記載する。地元でまとめ役となる者は存在するのか。存在する場合、生物圏保存地域によって承認するのか、それとも別の機関により承認するのか。

7.5 地域社会の意見表明や意見聴取に関する最新情報に加え、生物圏保存地域の存続期間中の参加状況に関する最新情報を示すこと。

7.5.1 生物圏保存地域の企画立案面・運営面で地元住民（女性や原住民など）の意見がどのように反映されるのか示すこと（例、代表者の集会、各種団体や女性団体の意見聴取）。

7.5.2 この意見表明はどのような形式で行われるのか、企業、団体、環境団体、労働組合という形式なのか。（複数の団体を列挙すること。）

7.5.3 地域社会の代表団体を取りまとめる手続の存否を示すこと（例、財務、代表者の選任、在来型機関）。

7.5.4 意見聴取メカニズム（例、常設会議、個別案件に関する意見聴取）の存続期間はどのくらいなのか。

7.5.5 この意見聴取が意思決定プロセスにどのような影響を及ぼしているのか（決定的影響、参考意見、単に住民に伝達するのみ）。

7.5.6 生物圏保存地域の存在において、住民が関与するのはどの段階なのか。生物圏保存地域の設置段階、運営計画の起案段階、計画の実施段階、生物圏保存地域の日常的運営の段階なのか。実際の例を示すこと。

7.6 運営・調整構造に関する最新情報

7.6.1 生物圏保存地域の各区域（核心地域、緩衝地域、移行地域）を所掌する行政機関に関して変更があった場合、その変更を記載すること。指定を受けて以降、また、前回の定期的検討の報告以降、変化があった場合、各区域について当初の承認内容を提出すること。

7.6.2 指定プロセスも含め、生物圏保存地域の運営・調整担当に関する最新情報を示せ。

7.6.3 生物圏保存地域の調整行動に関して変化が生じているか。（変化が生じている場合、その機能、構成、構造内の各団体の相対的比率、各自の役割、権限を詳しく述べること。）この調整構造は自立したものなのか、それとも地方自治体や中央政府の管轄下にあたり、生物圏保存地域の運営担当の管轄下にあるのか。

7.6.4 運営・調整内容は地元の事情に即して適合したものになっているのか。

7.6.5 運営・調整活動の実効性は評価されているのか。評価されている場合、何らかの手續に沿ったものなのか。

7.7 運営・調整の計画・方針に関する最新情報

7.7.1 運営・調整の計画・方針や関係者に関して変化が生じているのか。変化が生じている場合、関係者の関与のプロセス、計画の適応・改訂に関する詳しい情報を示すこと。

7.7.2 運営・協力計画の内容を説明せよ。(施策や指針の具体例を示すこと。)当該計画には拘束力があるのか。合意を踏まえた内容になっているのか。

7.7.3 計画の実施を所掌する機関の役割を述べよ。指定書の交付以降、前回の定期的検討の報告以降の制度的変化を述べよ。この種の機関の役割を示す証拠を提出すること。

7.7.4 運営計画において、生物圏保存地域の諸目的にどのような対処が行われているのか明記せよ。

7.7.5 運営協力の計画・方針に示された指針について、事態の前進にはどのようなものがあるのか。

7.7.6 運営・調整の計画・方針の実施面で障壁になったり推進力となった要因や変化は存在したのか。(地元住民の消極姿勢、意思決定の各段階の競合関係。)

7.7.7 適切と判断される場合、生物圏はどのような形で地域・国内戦略に統合されているのか。逆に、現地や市町村の計画は、どのような形で生物圏保存地域の企画立案に取り込まれているのか。

(指定を受けて以降、また、前回の定期的検討の報告以降、変化があった場合、その情報を詳しく提供せよ。)

8. 基準と進捗状況

[指定を受けて以降、または前回の定期的検討以降における生物圏保存地域で見られる主な変化、達成状況、進捗状況を紹介して締めくくる。生物圏保存地域では、どのような形で基準を満たしているのか。当該区域を生物圏保存地域にする理由と、区割りの論拠を展開すること。何が欠けているのか、また、どのようにすれば改善できるのか。生物圏保存地域では、持続可能な開発を実行していく方法について、どのような情報共有が可能なのか。]

生物圏保存地域世界ネットワーク定款第 4 条の各基準を生物圏保存地域がどのような形で満たしているのか簡潔に述べること。

1. 「人間の介入が漸次的に行われているなど、主な生物地理的地域に典型的に見られる形で、生態系がモザイク状になっている部分が含まれていること。」

(「主な生物地理的地域」という用語については厳格な定義は設けられていないが、Udvardy の分類システムを参照すると有益と思われる (http://www.unep-wcmc.org/udvardys-biogeographical-provinces-1975_745.html))。

.....

.....

 7. 実施に関するメカニズム

- a) 人間の使用・活動を管理する仕組み
 - b) 管理方針・計画
 - c) この方針・計画を実行するための当局・仕組み
 - d) 研究、観測、教育、研修に関するプログラム
-

当該生物圏保存地域は、他の生物圏保存地域と協力活動を行っているのか。(情報交換、スタッフ交流、合同プログラムなど。)

国内レベル

.....

地域レベル

.....

提携活動や、国境を越えた生物圏保存地域を介したもの

.....

世界ネットワークの枠内のもの

[適切と判断される場合、当該生物圏保存地域の指定以降における主な法律関係書類を改訂し、これらの書類の写しを提出する。]

(4) 土地利用計画と管理・協力計画の最新リスト

[生物圏保存地域の内部に含まれた行政区画に関する既存の土地利用計画と管理・協力計画を（日付と整理番号を記した上で）一覧表記する。] これらの書類の写しを提出する。その内容の英語版、フランス語版、スペイン語版の要旨を作成し、最も関連性が高い規定の翻訳を作成することが望ましい。]

(5) 最新の生物種リスト（附属書に添付する。）

[可能と判断される場合、予定されている生物圏保存地域の域内に現れる重要生物種のリストを一般名称も含め提出する。]

(6) 主な文献情報の最新リスト（附属書に添付する。）

[主な刊行物と予定されている生物圏保存地域に関する論文のリストを提出する。]

(7) これ以外の関連書類

10. 連絡先

10.1 予定されている生物圏保存地域の連絡先

[生物圏保存地域世界ネットワークの内部における事務連絡全般において窓口としての役割を果たす政府機関、団体その他の法人の宛先を記載する。]

(名称) _____

(番地又は私書箱) _____

(市町村、郵便番号) _____

(国名) _____

(電話) _____

(電子メール) _____

(ウェブサイト) _____

20.2 中核地域の行政機関

(名称) _____

(番地又は私書箱) _____

(市町村、郵便番号) _____

(国名) _____

(電話) _____

(電子メール) _____

(ウェブサイト) _____

20.3. 緩衝地域の行政機関

(名称) _____

(番地又は私書箱) _____

(市町村、郵便番号) _____

(国名) _____

(電話) _____

(電子メール) _____

(ウェブサイト) _____

20.4. 移行地域の行政機関

(名称) _____

(番地又は私書箱) _____

(市町村、郵便番号) _____

(国名) _____

(電話) _____

(電子メール) _____

(ウェブサイト) _____

2013 年 1 月の生物圏保存地域の定期的検討の附属書 I
生物圏保存地域の MABnet 要覧

運営上の詳細事項

国名：

生物圏保存地域の名称：

指定の年：

行政機関：(7.6)

連絡先名：(10.1)

連絡先：(電話番号、郵便番号、電子メール・アドレスを含む) (10.1)

関連リンク：(ウェブサイト)

ソーシャルネットワーク：(6.5.4)

説明

(概要)

約 25 行

主な生態系の種類：

主な生息地、土地被覆の種類：

生物気候区：

位置（緯度、経度）：

総面積（ha）：

核心地域：

緩衝地域：

移行地域：

既存の区割り：

標高の範囲（海拔メートル）：

区割り図（第 2.2.2 項を参照）：

生物圏保存地域の主な目的

概説

約 5 行

調査

概説

約 5 行

モニタリング

概説

約 5 行

個別変数（下記の表に記入し、関連するパラメーターに印をつけること）

非生物的環境	生物多様性	
非生物的要因	植林・森林再生	
酸性沈殿物・大気要因	藻類	
大気質	外来種、侵略的外来種	
気温	両生類	
気候、気候学	乾燥・半乾燥系	
汚染物質	個生態学	
干ばつ	海岸・浅海域	
浸食	ベントス（底生生物）	
地質学	生物多様性の諸側面	
地形学	生物地理学	
地球物理学	生物学	
氷河学	生物工学	
地球規模の変化	鳥類	
地下水	北方林地帯	
生息地問題	繁殖	
重金属	沿岸海洋系	
水文学	地域学習	
指標	保全	
気象学	サンゴ礁	
モデリング	劣化地域	
モニタリング・方法論	砂漠化	
栄養	砂漠	
海洋物理学	生態学	
汚染、汚染物質	生態系評価	
堆泥・堆積	生態系の機能・構造	
土壌	生態系サービス	
洞穴学	移行帯（エコトーン）	
地形学	固有種	
毒物学	行動学	
紫外線放射	蒸発散	
	進化・古生態学	
	動物相	
	火災・火災生態学	
	魚類	

	植物相	
	森林系	
	淡水系	
	菌類	
	遺伝資源	
	遺伝子組替え生物	
	家庭菜園	
	指標	
	無脊椎動物	
	島弧系・島しょ学	
	ラグーン系	
	地衣類	
	哺乳類	
	マングローブ系	
	地中海型	
	微生物	
	移入個体群	
	モデリング	
	モニタリング・方法論	
	山地・高地系	
	天然資源その他の資源	
	自然薬用物質	
	動揺と復元力	
	害虫・病気	
	生物季節学	
	植物社会学・遷移	
	プランクトン	
	植物	
	極域系	
	授粉	
	集団遺伝学・個体群動態	
	生産性	
	希少種・絶滅危惧種	
	は虫類	
	復元・再生	
	種の（再）導入	
	生物種インベントリ作成	

	亜熱帯・温帯湿润林	
	分類学	
	温帯林系	
	温帯性草地系	
	熱帯乾燥林系	
	熱帯草地・サバンナ系	
	熱帯湿润林系	
	ツンドラ系	
	植生調査	
	火山・地熱系	
	湿地系	
	野生生物	

	統合モニタリング	
農業その他生産システム	生物地球化学的研究	
森林農業	収容力	
人類学	気候変動	
水産養殖	コンフリクト解析・解決	
考古学	生態系アプローチ	
生物資源調査	啓発・意識喚起	
能力開発	環境変化	
家内（在宅型）工業	地理情報システム（GIS）	
文化的側面	影響・リスク調査	
人口統計学	指標	
経済学	環境の質に関する指標	
経済的重要種	インフラ開発	
エネルギー生産系	制度・法的側面	
民族学・伝統的な実務・知識	総合的研究	
まき採取	学際的研究	
漁業	土地保有権	
林業	土地利用・土地被覆	
人の健康	景観インベントリ・モニタリング	
移住	運営上の問題	
狩猟	マッピング	
指標	モデリング	
持続可能性の指標	モニタリング・方法論	
先住民問題	計画・区割り措置	
産業	政策課題	
生計対策	遠隔測定	
家畜と関連の影響	農村システム	
地元参加	持続可能な開発・利用	
マイクロクレジット	越境問題・課題	
鉱業	都市システム	
モデリング	流域調査・モニタリング	
モニタリング・方法論		
自然災害		
非木材林産物		
牧畜		
人と自然の関係		
貧困		

質のある経済・マーケティング			
レクリエーション			
資源利用			
女性の役割			
聖地			
中小企業の取組			
社会/社会経済的側面			
関係者の利益			
観光業			
運送			

<p style="text-align: center;">2013年1月の生物圏保存地域定期的検討の附属書II 生物圏保存地域に関するプロモーション用・広報用資料</p>

メディア向けイベントで用いる適切な資料を事務局側で作成できるようにするため、現地に関するプロモーション用資料（特に、現地に関する高品質の写真や短編ビデオ）を提出すること。そのため、高解像度（300 dpi）の写真を選択した上で、プロレベルの品質にて（DV CAM か BETA のみ）写真のクレジットとキャプション、映像の長さ（ラッシュ）を添えて、コメントや字幕を加えていないものが必要になる。

さらに、写真と映像に関して下記の「非独占的権利に関する同意書」に署名を付した上で写しを返送すること。

UNESCO Photo Library
Bureau of Public Information

通常使用権に関する同意書

参照：

1. a) 末尾に署名を付し上記写真の著作権所有者である私は、本同意書により当該画像の全部又は一部（デジタル版も含まれる）を形式及び媒体に関係なく、一般向けに無償にて利用、公表、複写、拡散、伝達する通常使用権をユネスコに付与する。また、本同意書においてユネスコに付与されたこれら権利に基づき、第三者に対してこれらの権利を許諾する。

b) これらの権利は、著作権の有効期限にわたり世界中においてユネスコに付与される。

c) カメラマンの氏名は、形式を問わずその者の作品が利用される場合において、必ずユネスコの名称と共に引用されるものとする。

2. 下記について保証する。

a) 私が、この写真の唯一の著作権保有者であって、本同意書によって与えられる権利の保有者であり、かつ、著作権に関する国内法規や関連国際条約によって私への帰属が認められたその他の権利についても保有していること、また、この同意書に調印する権利を全面的に保有していること。

b) この写真は、方法を問わず、既存の著作権又はライセンスに違反したり侵害したりしておらず、わいせつ、名誉棄損、ひぼう中傷など一切含んでいないこと。

名前と住所：

署名：

日付：

（署名の上、本同意書の写し2通をユネスコ事務局に送付し、原本を保管すること）

（送付先） 7 Place Fontenoy, 75352 Paris 07 SP, Direct Telephone: 00331 – 45681687

Direct Fax: 00331 – 45685655; e-mail: photobank@unesco.org; m.ravassard@unesco.org

UNESCO Photo Library
Bureau of Public Information

通常使用権に関する同意書

参照：

1. a) 末尾に署名を付し上記映像の著作権所有者である私は、本同意書により当該画像の全部又は一部（デジタル版も含まれる）を形式及び媒体に関係なく、一般向けに無償にて利用、公表、複写、拡散、伝達する通常使用権をユネスコに付与する。また、本同意書においてユネスコに付与されたこれら権利に基づき、第三者に対してこれらの権利を許諾する。

b) これらの権利は、著作権の有効期限にわたり世界中においてユネスコに付与される。

c) 作者・著作権保有者の氏名は、形式の如何を問わずその者の作品が利用される場合において、必ずユネスコの名称と共に引用されるものとする。

2. 下記について保証する。

a) 私が、この映像の唯一の著作権所有者であって、本同意書によって与えられる権利の保有者であり、かつ、著作権に関する国内法規や関連国際条約によって私への帰属が認められたその他の権利についても保有していること、また、この同意書に調印する権利を全面的に保有していること。

b) この映像は、方法を問わず、既存の著作権又はライセンスに違反したり侵害したりしておらず、わいせつ、名誉棄損、ひぼう中傷など一切含んでいないこと。

名前と住所：

署名：

日付：

(署名の上、本同意書の写し2通をユネスコ事務局に送付し、原本を保管すること)

(送付先) 7 Place Fontenoy, 75352 Paris 07 SP, Direct Telephone: 00331 – 45681687

Direct Fax: 00331 – 45685655; e-mail: photobank@unesco.org; m.ravassard@unesco.org

2013年1月の生物圏保存地域定期的検討の附属書Ⅲ
生物圏保存地域世界ネットワーク定款

以下のウェブサイト（24～27 ページ）を参照のこと。

http://www.mext.go.jp/component/a_menu/other/micro_detail/_icsFiles/afieldfile/2013/11/28/1341691_04.pdf
f（文部科学省のウェブサイトへリンク）